

広報 りくぜんたかた

〈臨時号 84〉

【発行】

陸前高田市企画部協働推進室

平成23年7月9日

第1仮庁舎代表電話：0192-54-2111

仮設庁舎代表電話：0192-59-2111

おおふなとさいがいFMで、広報りくぜんたかた臨時号の内容など、毎日本市の情報を放送しています。周波数は80.5MHzで、午前8時、11時、午後2時、5時の4回放送しています。広報と合わせてそちらも利用してください。

7月14日から第2仮庁舎での事務がスタート～一部部署を除いて引っ越し～

国道340号沿い氷上橋近くの第2仮庁舎が完成し、7月14日（木）から業務がスタートします。第2仮庁舎に入る部署は下表のとおりです。

第1～第3仮庁舎（☎54-2111（代表））	
第1仮庁舎	第2仮庁舎
【2階】 <ul style="list-style-type: none">・企画部（企画政策課、協働推進室、商工観光課、企業立地雇用対策室）・総務部（総務課、財政課）・復興対策局・選挙管理委員会事務局	【2階】 <ul style="list-style-type: none">・農林水産部（農林課、水産課）・建設部（建設課・幹線道路対策室（※ともに16日から）、都市計画課）・監査委員事務局・農業委員会事務局
【1階】 <ul style="list-style-type: none">・総務部（税務課）・民生部（市民環境課、健康推進課（国保係））・会計課	【1階】 <ul style="list-style-type: none">・民生部（健康推進課、長寿社会課、社会福祉課）・水道事業所

※被災者支援室、議会事務局、教育委員会事務局は、しばらくの間仮設庁舎に残り事務を行います。

◆所得税確定申告・市県民税申告の受け付けを開始～税務課からのお知らせ～

所得税確定申告・市県民税申告を下記の日程で受け付けます。

まだ申告が済んでいない人、住宅や車両などの損害額を控除に追加し、申告をやり直したい人は、この機会に申告書の提出をお願いします。

▽申告受付日程

日付	時間	会場	相談受付人数
7月19日（火）～7月22日（金）	9:00～16:00	モビリア	1日約200人
7月25日（月）～8月5日（金）	9:00～16:00	竹駒コミセン	1日約200人

※土日は休みますが、7月31日（日）は平日来られない人を対象に、竹駒コミセンで申告を受け付けます。

※事前に申告書が必要な場合は、税務課にお越しいただくか、税務課市民税係に連絡してください。

※住宅や車両などの損害額を控除に追加する場合は、税務署に連絡のうえ、必要書類を準備してから申告するようお願いします。大船渡税務署（☎090-7333-2100）

※税務署では、上記日程にかかわらず随時申告を受け付けています。

◆農地転用の申請受け付けについて～農業委員会からのお知らせ～

農地（田・畑）に「仮設建築物など」や「一般個人住宅など」を建築する場合の農地法の申請受け付けは次のとおりです。

①申請受付は毎月10日が締め切りです

10日が土・日・祭日にあたる場合は、休み明けの日とします。

②農業委員会総会は毎月月末に開催し、農地法4条と5条にかかるものについては、翌月の中ごろに開催される岩手県農業会議に諮問し、審議の結果により許可書の交付となります。申請から許可まで一カ月半ほどを要しますので、ご注意願います。

◆相続登記は司法書士に相談を

▽期間 8月1日（月）～31日（水）（※土日祝日を除く）

▽場所 県内の各司法書士事務所

▽内容 相続に関する無料相談会を開催します

▽問い合わせ先 岩手県司法書士会（☎019-622-3372）

※無料相談電話 ☎0120-823-815（午前10時から午後1時まで）

◆後期高齢者医療保険料の減免について

広報りくぜんたかた臨時号82でお知らせした一部負担金等免除証明書の交付申請と同時に、次の条件に当てはまる後期高齢者医療被保険者の保険料の減免申請を受け付けます。

▽申請に必要なもの ①申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など顔写真のある身分証明書）、②印鑑、③対象者の被保険者証、（④証明書類が添付できない場合は、申し立てを証明する人の署名と押印）

条件	申請に必要な証明書類
家屋が全半壊、または全半焼した場合	り災証明書または被災証明書
主たる生計維持者が死亡した場合	死亡診断書、死亡診断書に準じる医師による証明書または警察が発行する死体検案書
主たる生計維持者、または被保険者が重篤な傷病を負った場合	医師の診断書
主たる生計維持者、または被保険者の行方が不明である場合	警察に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
主たる生計維持者が失職、または（※）収入の減少（昨年に比べて30%以上の減少）が見込まれる場合（※は後期高齢者医療保険料の減免にのみ適用されます）	公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（公的に交付される書類がない場合は、主たる生計維持者による申立書および事業主などによる証明書）

詳しくは、健康推進課（☎54-2111）まで。

◆ハクビシンなどの有害捕獲について

ハクビシンなどによる住宅や農作物への被害で困っている人を対象に、箱わなによる有害捕獲を実施します。

捕獲を依頼する人は、農林課に申請書を提出し、箱わなの設置などは高田猟友会が行います。
※箱わなの数には限りがありますので、順番を待つ場合があります。

▽捕獲実施期間 10月31日（月）まで。

詳しくは、農林課林政係（☎59-2111）まで。

◆農地、農業用施設の災害復旧について

県では、市内において被災した農地、農業用施設（用・排水路、農道など）および農地海岸堤防の早期復旧を図るため、現在市に代わって被害状況を調査しています。

今後は、調査区域から順次国の災害査定（7月下旬から11月下旬）を受け、復旧工事の準備を進めます。工事の実施にあたっては、9月以降、所有者などから復旧方法や工法などについて意向を確認する予定です。

詳しくは、大船渡農林振興センター農村整備課（27-9914）まで。

◆消防本部・消防署の連絡先について

消防本部・消防署の電話・FAXが復旧しましたので、お知らせします。

▽電話番号 54-2119、54-2552

▽FAX番号 55-2648

▽電子メール takata_119@yahoo.co.jp

◆県立高田病院(健康推進課)からのお知らせ

下矢作コミセンの巡回診療は、7月5日（火）をもって終了しました。合わせて下矢作コミセンから竹駒経由の米崎コミセンまでの送迎も終了いたします。

◆食中毒を予防しましょう！

梅雨の時期から夏にかけて、特に注意が必要なのが食中毒です。食中毒予防の3原則は①菌を付けない！②菌を増やさない！③菌をやっつける！です。各自で注意して食中毒を予防しましょう。

○調理前、トイレ後、食事の前は必ず石けんで手を洗いましょう。

○食品は十分に加熱をしましょう。（目安は食品の中心部の温度が75℃で1分以上です。）

○作った料理はできるだけ早く食べ、お弁当などは必ずその日のうちに食べましょう。

○期限切れや食べ残しの食品は思い切って捨てましょう。冷蔵庫を過信しないこと。

○包丁やまな板、布巾等は使用后すぐに洗剤と流水で洗いましょう。漂白剤や熱湯で消毒することも有効です。

○吐き気や腹痛、下痢などの症状があったら、速やかに医療機関を受診しましょう。

症状のある人は調理をしないようにしましょう。

